

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年8月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月23日から同年9月12日まで縦覧に供する。

平成30年8月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 北山地区	坂出市建設経済部産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 浜東B地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上屋敷東地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村岡南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村地区	〃
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 浜田地区	〃
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 西池地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 樋本地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 亀池地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西梶中地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西梶宮西地区	〃